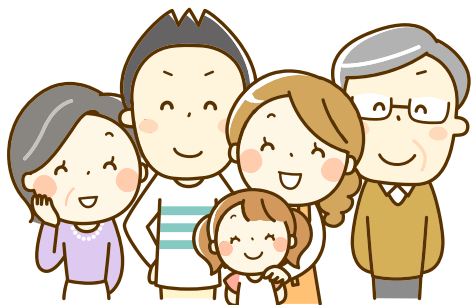




平成30年度

# 酒田市住宅リフォーム

## 総合支援事業



### ご案内

減災・  
部分補強

寒さ対策  
・断熱化

バリアフリー

酒田産  
木材使用

克雪化

三世代同居

### 酒田市住宅リフォーム総合支援事業とは

安全で良質な居住環境を形成するために、住宅の質の向上を図る工事に対し、工事に要する費用の一部を市と県が助成する事業です。

### 対象となる工事

次のすべての項目に該当する住宅の工事が補助対象となります。

- ①住宅の質の向上を図る工事（3ページの一覧参照）の中から、**工事点数の合計が10点以上**となる工事を含む住宅リフォーム工事。ただし、対象工事費用の合計が50万円未満のときは、5点以上あれば補助の対象とします。
- ②**対象工事費用の合計が25万円以上**であること。
- ③現在の住宅が、**建築基準法令に違反していない**ものであること。違反している部分がある場合は、住宅リフォーム工事とあわせて、是正工事を行う場合は対象としますが、是正に係る費用は補助の対象にはなりません。工事完成時に是正工事が完了していない場合は、補助金の交付決定を取り消す場合があります。
- ④**過去にこの事業による補助を受けていない**こと。  
この事業による補助が受けられるのは、一住宅に対して1回限りとなります。
- ⑤対象となる工事の**施工者が山形県内に本店を有し、かつ、酒田市内に事業所・営業所がある法人、又は、個人事業者**であること。例外として、市外の施工者で申請者と親戚関係を示せる場合は対象とします。

### 補助の対象者

次のすべての項目に該当する方が申込みできます。

- ①補助の対象となる**住宅の所有者**であること。又は、空き家の借主で工事に関して貸主（個人に限る）の承諾を得ていること。
- ②補助の対象となる**住宅に居住している**こと。又は、実績報告までに居住すること。
- ③補助の対象となる工事について、国・山形県・酒田市で実施している**他の助成制度を利用していない**こと。
- ④**市税等を滞納していない**こと。
- ⑤**平成31年2月28日までに実績報告書を提出できる**こと。
- ⑥酒田市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）に規定する**暴力団員等ではない**こと。



# 補助金の金額

対象工事費用の20%、上限40万円（1万円未満切捨て）

世帯構成や工事内容によって、補助率や補助限度額が引き上げられる場合があります。

世帯要件・いずれかひとつを選択	<input type="checkbox"/> ①三世帯世帯 平成12年4月2日以降に生まれた子がいる三世帯世帯（妊娠している場合を含む）で、次のいずれかの工事を行う世帯 <input type="checkbox"/> 右表の「バリアフリー」欄のいずれかに該当する工事で合計10点以上となる工事 <input type="checkbox"/> 右表の「三世帯」欄のいずれかに該当する工事で10点以上となる工事 <input type="checkbox"/> ②移住世帯 平成29年4月1日以降に県外から市内に移住した世帯 又は、申請日において県外に居住しており、平成31年3月31日までに当該住宅に移住する世帯 <input type="checkbox"/> ③近居世帯 平成29年4月1日以降に親世帯と子世帯（平成12年4月2日以降に生まれた子がいる世帯）の居所が新たに「同一小学校の通学区域内」または「直線距離2km超から2km以下（同一小学校区域内での転居を除く）」になる世帯 <input type="checkbox"/> ④新婚世帯 申請日において婚姻した日から1年以内である世帯（実績報告までに婚姻する場合を含む） 事実婚の場合は、同居を始めた日から1年以内である世帯 <input type="checkbox"/> ⑤子育て世帯 平成12年4月2日以降に生まれた子が3人以上いる世帯（3人目を妊娠している場合を含む） <input type="checkbox"/> 一般世帯（上記の①から⑤の世帯要件に合致しない世帯）
工事内容	<input type="checkbox"/> 県産木材の認証合板、又は酒田産木材を3㎡以上使用する工事 <input type="checkbox"/> 空き家を次のいずれかによりリフォームして居住する場合 ア 売 買（平成29年4月1日以降に成立し、買主が個人であるもので、中古住宅診断を受けたもの） イ 贈 与（平成29年4月1日以降に成立し、受贈者が個人であるもの） ウ 相 続（平成27年4月1日以降に相続したもの） エ 賃貸借（平成29年4月1日以降に個人間で賃貸借契約を締結したもの） <input type="checkbox"/> 上記以外の工事
補助金額	<b>共通</b> <input checked="" type="checkbox"/> 工事費用の10%、上限20万円 工事費用 _____ 円 × 0.1 = _____ 円、上限20万円 <b>Ⓐ</b>
	<b>該当するものいずれかひとつを選択</b> <input type="checkbox"/> 世帯要件①～⑤に合致＋（酒田産木材3㎡以上使用、又は、空き家をリフォームし居住） ……工事費用の20%、上限40万円 工事費用 _____ 円 × 0.2 = _____ 円、上限40万円 <b>Ⓑ</b> <input type="checkbox"/> 世帯要件①～⑤に合致する場合 ……工事費用の20%、上限30万円 工事費用 _____ 円 × 0.2 = _____ 円、上限30万円 <b>Ⓒ</b> <input type="checkbox"/> 一般世帯＋（酒田産木材3㎡以上使用、又は、空き家をリフォームし居住） ……工事費用の10%、上限30万円 工事費用 _____ 円 × 0.1 = _____ 円、上限30万円 <b>Ⓓ</b> <input type="checkbox"/> 一般世帯の場合 ……工事費用の10%、上限20万円 工事費用 _____ 円 × 0.1 = _____ 円、上限20万円 <b>Ⓔ</b>
	<b>共通の金額</b> <b>Ⓐ</b> + <b>選択項目の金額</b> <b>Ⓑ～Ⓔのいずれか</b> = <b>補助金額</b> 補助申請額 = _____ 円 + _____ 円 = _____ 円 （1万円未満切捨て）
	補助申請額 = <b>Ⓐ</b> + <b>Ⓑ</b> = <b>200,000</b> + <b>400,000</b> = <b>600,000</b> 円

例) 補助対象工事費用300万円、子育て世帯、酒田産木材を3㎡以上使用する工事の場合

● 共通の金額 工事費用 300万円 × 0.1 = 300,000 → 上限が20万円なので 200,000 円 **Ⓐ**

● 選択項目の金額 工事費用 300万円 × 0.2 = 600,000 → 上限が40万円なので 400,000 円 **Ⓑ**

補助申請額 = **Ⓐ** + **Ⓑ** = 200,000 + 400,000 = 600,000 円



区分	番号	要件工事内容	基準点	数量	工事点数	
減災・部分補強	1	既存部分の壁を筋かい等で補強する工事（幅90cm以上）	10点/箇所	箇所	点	
	2	屋根又は2階以上の部分の重量を軽減する工事	10点/箇所	箇所	点	
	3	住宅内に耐震シェルターや防災ベッド等を設置する工事	10点/箇所	箇所	点	
	4	主要構造部の柱を補強又は増設する工事	10点/箇所	箇所	点	
	5	基礎の強度を上げる工事	10点/箇所	箇所	点	
	6	柱、梁、筋かいの接合金物を増設する工事	5点/箇所	箇所	点	
寒さ対策・断熱化 （ヒートショック対策）	1	やまがた健康住宅の認証を受けた改修工事	10点/工事	工事	点	
	2	二重窓、ペアガラスサッシの設置（外部に面する部分）	5点/箇所	箇所	点	
	3	熱交換換気システムの設置	4点/箇所	箇所	点	
	4	既存部分の外気と接する外壁、天井、床等に断熱材を設置する工事	2点/㎡	㎡	点	
	5	浴室、脱衣室、トイレ又は廊下への暖房機器設置（電気設備工事を伴うもの）	10点/箇所	箇所	点	
バリアフリー	1	住宅内の廊下や出入口の幅の拡張	10点/㎡	㎡	点	
	2	勾配の緩い階段に交換又は改良する工事	10点/箇所	箇所	点	
	3(1)	浴室の床面積を増加させる工事	10点/㎡	㎡	点	
	3(2)	浴槽のまたぎ高さを低くする工事	10点/箇所	箇所	点	
	3(3)	浴槽の出入りのための設備の設置（移乗台、踏み台等）	2点/箇所	箇所	点	
	3(4)	身体の洗浄を容易にする水洗器具の設置、交換	3点/箇所	箇所	点	
	4(1)	便所の床面積を増加させる工事	10点/㎡	㎡	点	
	4(2)	和式便器から洋式便器への入替え	10点/箇所	箇所	点	
	4(3)	洋式便器の座面の高さを高くする工事	10点/箇所	箇所	点	
	5(1)	住宅内への長さ100cm以上の手摺の取り付け	2点/m	m	点	
	5(2)	住宅内への長さ100cm未満の手摺の取り付け	2点/箇所	箇所	点	
	6(1)	浴室の出入口の段差解消又は段差を小さくする工事	10点/㎡	㎡	点	
	6(2)	浴室以外の部分の段差解消	面的に上げる又は下げる工事	5点/㎡	㎡	点
			床見切材の撤去、スロープの設置	2点/箇所	箇所	点
	7(1)	住宅内の出入口の開戸を引戸、折戸等へ入替える工事	5点/箇所	箇所	点	
	7(2)	住宅内の出入口の開戸のドアノブをレバーハンドル等へ交換	1点/箇所	箇所	点	
	7(3)ア	住宅内の出入口の戸に開閉のための動力装置を設置	10点/箇所	箇所	点	
	7(3)イ	出入口の戸を吊戸方式に変更	5点/箇所	箇所	点	
	7(3)ウ	ア、イ以外の出入口の戸へ戸車を設置する等の改良	2点/箇所	箇所	点	
8	床の材料を滑りにくいものへ交換する工事	1点/㎡	㎡	点		
9	エレベーターや階段用昇降設備の設置	10点/箇所	箇所	点		
木材	1	県産木材の認証合板又は酒田産木材を使用する工事	2.5点/0.1㎡	㎡	点	
克	1(1)	雪下ろし作業用命綱（安全帯）を固定するための金具設置	2.5点/箇所	箇所	点	
		長さが5m未満の雪止めの設置又は交換	5点/箇所	箇所	点	
	1(2)	長さが5m以上の雪止めの設置又は交換	10点/箇所	箇所	点	
1(3)	雪下ろし作業用固定ハシゴの設置又は交換	5点/1階分	階分	点		
雪	2(1)	屋根の勾配を大きくする工事	10点/箇所	箇所	点	
	2(2)	雪が滑りやすい屋根材への交換	10点/箇所	箇所	点	
	2(3)	屋根に雪割板を設置する工事	10点/箇所	箇所	点	
	3	住宅又は住宅の敷地内に融雪設備を設置する工事	10点/箇所	箇所	点	

三世代	1	居室の床面積の合計が工事着工前と比べ10㎡以上増加する工事	1点/㎡	㎡	点
	2	便所、浴室、脱衣所、洗面所又は台所を1箇所以上増設する工事	10点/箇所	箇所	点

※数量について、1m、1㎡、0.1㎡未満の端数は、それぞれ切り捨てとします。

合計	点
----	---



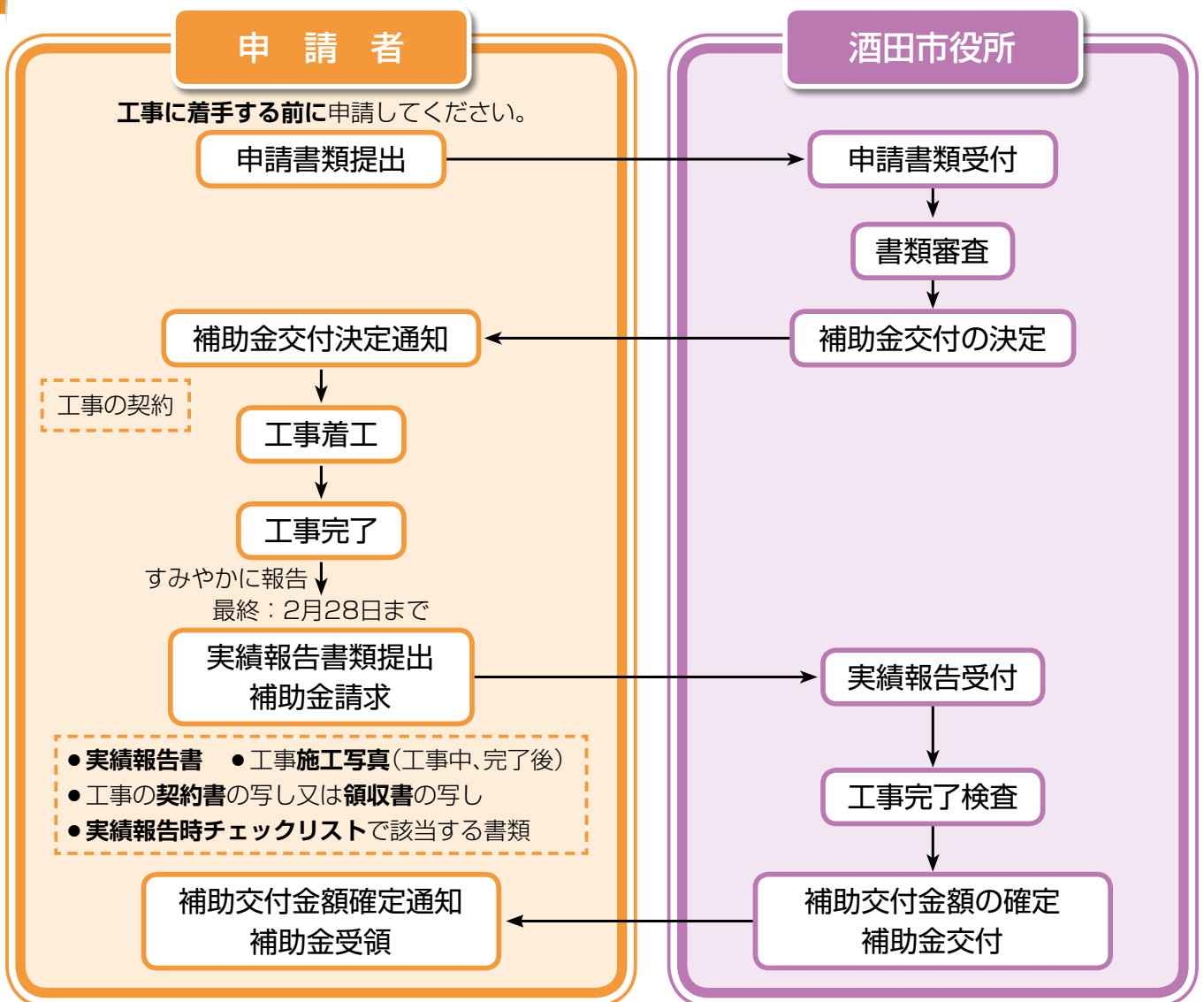
## 申し込みの方法

工事に着手する前に申請してください。

- 受付期間／4月9日(月)から4月13日(金)の8時30分から17時15分まで  
申請が多数の場合は抽選となります。申請が少ない場合は、受付期間を延長します。
- 受付窓口／酒田市 建設部 建築課 確認審査係（酒田市役所5階）
- 申請書類／以下の書類がすべてそろっていることを確認し、受付します。（※はコピーでも可）
  - 交付申請書 ● 工事点数算出表 ● 工事計画平面図(住宅全体の間取りがわかるものに、工事箇所を記入したもの)
  - 工事に係る見積書※ ● 申請者の納税証明書(平成29年度分)※
  - 工事箇所全ての着工前のカラー写真(A4用紙に貼り付けまたは印刷し、工事箇所名を記入したもの)
  - 同居している世帯全員の住民票※(本籍・続柄が表示されているもの) ● 申請時チェックリストで該当する書類



## 手続きの流れ



## 住宅の改修にあわせて耐震診断、耐震改修、危険なブロック塀の撤去を考えてみませんか？

- 木造住宅耐震診断士派遣事業／住宅の耐震性、改修が必要かがわかります。自己負担1万円。(図面無1万3千円)。
- 木造住宅耐震改修支援事業／耐震改修工事費用の一部(2分の1、上限80万円)を助成します。
- 危険ブロック塀等撤去支援事業／危険なブロック塀等の撤去費用の一部(上限8万円)を助成します。

お問い合わせ先

酒田市建設部 建築課 確認審査係（市役所5階） ☎0234-26-5749

ホームページ

<http://www.city.sakata.lg.jp/jyutaku/jyutaku/jyutakushikin/reform.html>

パンフレット作成年月：平成30年4月